



旭川基署発 0508 第1号

平成 29 年 5 月 8 日

旭川地方労働基準協会会長 殿

旭川労働基準監督署長



死亡労働災害の撲滅に向けた取組について(要請)

日頃より労働基準行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北海道内での平成 28 年の死亡労働災害は 77 人と前年に比べ 12 人増加し、今年に入り3月末現在 18 人と前年に比べ5人の増加となっています。

また、当署管内の平成 28 年の死亡労働災害は9人と前年に比べ3人増加し、平成 29 年の死亡労働災害は4月末現在で6人と前年に比べ2人の増加となっており、特に4月に入り建設業での墜落災害、製造業での爆発災害により2人の死亡労働災害が発生しており、極めて憂慮すべき状況となっております。

職場において尊い人命が失われることはあってはならないものであり、労働災害防止のため一層の取組が求められます。

今般、この状況下、行政と労働災害防止に取り組む関係団体等の関係者において、4月28日に「緊急共同宣言」を行い、本年6月30日までの間集中的に取り組むことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員及び関係労働者に、当該「緊急共同宣言」の周知並びに死亡労働災害の撲滅に集中的に取り組まれるよう、要請いたします。

関係団体各位

北海道労働局長

死亡労働災害の現状と年度末における労働災害の防止について（要請）

労働行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年の北海道内における死亡労働災害は、昨年 10 月以降増加傾向にある中で、72 人と前年に比べ 7 人増加し、平成 29 年に入ってからこの傾向は続き、平成 29 年 2 月末日現在 13 人(前年同期比 5 人増)となっています(いずれも速報値)。

今後、北海道は季節の変わり目を迎えて天候が不安定となり、また、企業においては年度末に向けて建設工事の仕上げや物流の増加等により、労働災害の発生が懸念されるところです。

また、各企業においては、次年度の事業計画の一環として、安全衛生計画の企画立案、異動等を踏まえた安全衛生管理体制の確立・整備を図る時機ともなっています。

つきましては、死亡労働災害の現状を踏まえた当面の取組事項として下記 1 を、次年度に向けた事項として下記 2 を、貴団体傘下会員事業場に周知され、労働災害の防止に努められるよう要請いたします。

なお、下記 1 に関する周知用リーフレットを作成しましたので、事業場内に掲示いただくよう、併せてお願いいたします。

記

1 当面の取組事項について

- (1) 重機等（移動式クレーン等含む）との接触防止対策等の徹底
- (2) 除・排雪（屋根の除雪を含む）に関する墜落防止措置等の徹底
- (3) 交通労働災害防止のための、適正な運行計画の作成と交通法規の遵守の徹底

2 次年度に向けた事項について

- (1) 年間安全衛生管理計画の策定及び安全管理体制の確立・整備
- (2) 法定の安全衛生管理体制上の選任義務がある者の確認及び補充、法定の運転等の業務に必要な資格者の確認及び補充等
- (3) 新規採用者への雇入時教育を含めた年間安全衛生教育計画の策定

3 安全衛生管理計画書の整備について

所轄労働基準監督署から、年間安全衛生管理計画書の提出を求められた場合は、整備の上、労働基準監督署に提出すること。

【担当】北海道労働局労働基準部安全課
内線 3552

STOP！ 労働災害

～死亡災害が大幅に増加～

平成29年に入っても、死亡労働災害が多発しています。

雪解けまでの間、下記事項についてリスク調査及びその低減措置の徹底、作業計画の作成及び確実な履行をしたうえで、労働災害の減少を図りましょう。

1. 重機等の**接触防止**対策（作業計画、誘導者の配置、**適切な合図**）、**用途外使用**の禁止の徹底
除・排雪（屋根の除雪を含む）に関する安全対策の徹底（除雪機械、落雪、**墜落・転落**）
2. 交通労働災害防止のための、適正な運行計画の作成と交通法規の遵守の徹底（融雪・凍結による**スリップ**、スピード超過）



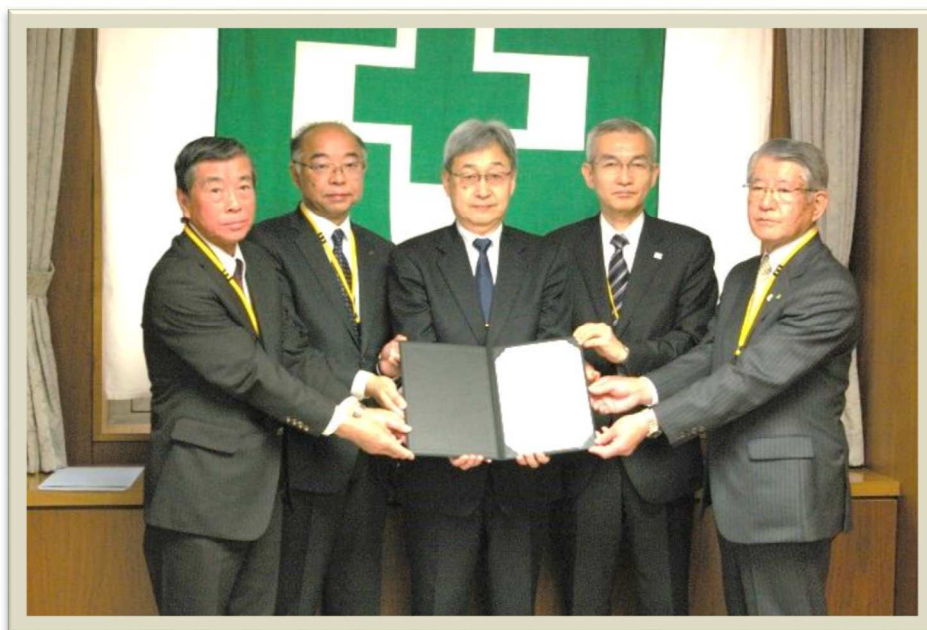
死亡労働災害撲滅のため関係団体と緊急共同宣言を実施

～北海道労働局として初めての取組～

北海道労働局(局長 ^{ひきち}引地 ^{むつお}睦夫)は、平成28年に発生した死亡労働災害が77人と前年に比べ12人増加、今年に入ってから22人と前年同期に比べ6人増加し、死亡労働災害の多発に歯止めがかからない状態であることから、労働災害防止に取り組む主要団体及び行政による「緊急共同宣言」を下記のとおり実施しました。

緊急共同宣言を行った日から6月30日までの期間、一丸となり総力を挙げて死亡労働災害の撲滅に取り組むこととします(取組事項は別添のとおり)。

- 1 日 時 平成29年4月28日(金)
- 2 場 所 北海道労働局長室
札幌市北区北8条西2丁目 第1合同庁舎 9階
- 3 主 催 北海道労働局
- 4 出席者 北海道労働局長、労働基準部長、安全課長
公益社団法人北海道労働基準協会連合会会長
建設業労働災害防止協会北海道支部長(代理)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部長(代理)
林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部長
- 5 内 容
 - (1) 緊急共同宣言
 - (2) 各団体からの決意表明
各団体が死亡労働災害の撲滅のため取り組む事項について、決意表明を行いました。
 - (3) 共同宣言文
 - (4) 共同宣言時の写真



緊急共同宣言

北海道労働局管内では、平成28年の死亡労働災害が77人と前年に比べ12人増加し、今年に入ってから3月末までに18人と前年に比べ5人の増加と、きわめて憂慮すべき状況にある。このまま推移すれば、平成25年から29年までの間で取り組んでいる「第12次労働災害防止計画」に定めた目標の達成は困難である。

職場において尊い人命が失われることはあってはならない。

行政と労働災害防止に取り組む関係者が一丸となって、北海道における死亡労働災害の撲滅に総力を挙げて取り組むことをここに宣言する。

平成29年4月28日

北海道労働局長

引地 睦夫

公益社団法人北海道労働基準協会連合会会長

古郡 宏章

建設業労働災害防止協会北海道支部長

岩田 圭剛

陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部長

青木 陽一

林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部長

松原 正和

取 組 事 項

1 行政の取組事項

- (1) 会議、各種総会、安全大会等において労働災害の現状を説明し、死亡労働災害撲滅に向けた団体等の取組強化について要請すること。
- (2) 関係団体が行うパトロール、研修、安全大会等の活動に積極的に協力すること。
- (3) 取組についての事前の広報及び取組結果の広報を実施すること。
- (4) 指導等の強化を図ること。

2 関係団体の取組事項

- (1) 現場パトロールを強化する等取組期間において、死亡労働災害の撲滅に集中的に取り組むこと
- (2) 「緊急共同宣言」を機関誌等に掲載することにより、傘下会員及び関係労働者に対し周知・啓発すること。
- (3) 建設業においては、建設工事着工期労働災害防止運動を確実に実施すること。

「4/28 緊急共同宣言」に伴う

労働基準協会連合会会長としての決意表明発言

労働災害発生状況が極めて憂慮すべき状況にあるとの労働局の指摘を真摯に受け止め、認識を新たにしました。

「第12次労働災害防止計画」に定めた目標を達成するためには、それぞれの業種ごとに具体的な対策をとっていくことが重要であると同時に、産業界全体で安全衛生意識を高揚させることも必要と考える。

当連合会としては、安全衛生に関する技能講習の開催などの教育事業に加え、労働災害防止のための周知・啓蒙活動も重要な事業と認識している。

本日の共同宣言に参加したことを一つの契機として、各地区の労働基準協会をはじめとして関係する各団体が連携するなどにより、死亡労働災害根絶に向けての取り組みを強化できるよう、これまで以上に知恵を絞ってまいりたい。

以 上